

ご利用について

おでかけ号は、身体が不自由な方に社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的に、車いすのまま乗降できる車（以下、**おでかけ号**という。）をお貸しする事業です。

対象者

障がい者や高齢者で日常的に車いすを利用している方。



運 転

原則として申請された人のご家族運転で、運行範囲は加賀市及び近隣市町村。

利用時間

● 有償移送サービス

平日の午前8時30分～午後5時15分まで

● レンタカーサービス

特に制限なし

登録申請及び登録料など

年1回「おでかけ号利用登録申請書」の提出と登録料（年会費）1,000円が必要。有効期限は登録決定日からその年度末まで。

※利用者としては、毎年4月に**年度更新手続き**が必要です。

※有償移送とレンタカー両サービスを希望される方の年会費は1,000円（社協賛助会員会費）となります。

予約及び取消

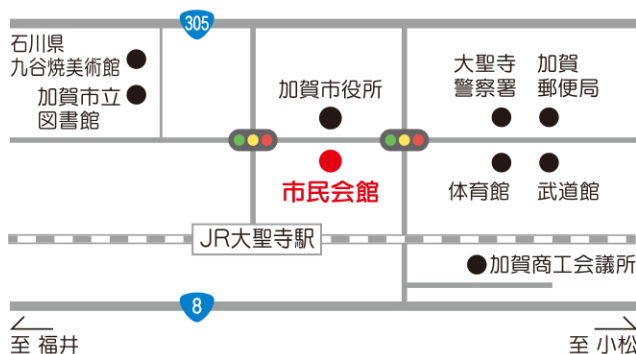
予約は使用する1ヶ月前から3日前まで。取消は直ちに社会福祉協議会までご連絡ください。



お問い合わせ・連絡先

加賀市社会福祉協議会

〒922-0811 加賀市大聖寺南町二11-5 (市民会館内)
TEL (0761) 72-1500 / FAX (0761) 72-1244
E-mail info@kagavc.jp



おでかけ号

移送サービス事業について

車いすに乗ったまま
行きたい所に
ラクラクおでかけ



社会福祉法人
加賀市社会福祉協議会

有償移送サービス

運転手が必要な場合

運転手

加賀市社会福祉協議会職員

利用時間

平日の午前8時30分～午後5時15分まで

料金

- 年会費 ● 1,000円（社協賛助会員会費）
- 運賃 ● 移動距離に応じて算出
- 迎車料 ● 加賀市社協事務所より自宅までの距離に応じて算出

運賃表

※25kmからは
1kmごとに50円加算

距離 (km)	料金 (円)	距離 (km)	料金 (円)
2	330	14	1,305
3	430	15	1,380
4	530	16	1,455
5	630	17	1,530
6	705	18	1,605
7	780	19	1,680
8	855	20	1,755
9	930	21	1,805
10	1,005	22	1,855
11	1,080	23	1,905
12	1,155	24	1,955
13	1,230	25	2,005

運賃

自宅から
目的地まで

- 基本料金（0～2km）
330円
- 3km～5km
1kmごとに 100円
- 6km～20km
1kmごとに 75円
- 21km～
1kmごとに 50円

迎車料

社協事務所から
自宅まで

- 基本料金（0～14km）
200円
- 15km～
5kmごとに 100円

例えば…

社協事務所から自宅までが5km、自宅からA病院までが片道13kmとすると

① 乗車距離

13km（片道）… 1,230円
往復だと $1,230 \times 2 = 2,460$ 円

② 迎車距離

5km … 200円

つまり、

$$\textcircled{1} (2,460\text{円}) + \textcircled{2} (200\text{円}) = 2,660\text{円}$$

支払い額 **2,660円**

レンタカーサービス

ご家族が運転される場合

運転手

事前に登録した利用者のご家族の方
または利用者より依頼のあった方

利用時間

特に制限なし

料金

- 年会費 ● 1,000円（社協賛助会員会費）
- 利用料 ● 貸し出し時間・移動距離（社協が指定した出発地点から返却地点まで）に応じて算出

貸し出し料金表

利用時間	利用料
利用開始時間から2時間まで	300円
その後、30分ごとに（端数は切り上げ）	100円
利用距離	
社協が指定した出発地点から返却地点までの距離に 1kmあたり25円を乗じて 算出した額が加算	

※レンタカーサービスについては、
運転手の紹介・斡旋はおこなっておりません。

例えば…

社協事務所から出発して、車を返却するまでの時間が3時間、距離が10kmとすると

① 利用時間

… 300円 + 100円 × 2 = 500円

② 利用距離

… 10km × 25円 = 250円

つまり、

$$\textcircled{1} (500\text{円}) + \textcircled{2} (250\text{円}) = 750\text{円}$$

支払い額 **750円**